

令和3年4月1日
長崎県出納局会計課

請求書への押印の省略について

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、「行政のデジタル化」を推進する一環として、下記により請求書への押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 対象となる請求書

県費で支払いを行う請求書

2 請求書の押印省略が可能な範囲

代表者印、社印の押印

3 請求書への記載事項

押印を省略した請求書については、

- ・「発行責任者」の氏名及び連絡先
- ・「発行担当者」の氏名及び連絡先

を**必ず記載**してください（発行責任者及び担当者は同一人物でも可）。

<記載例>

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

- ※ 発行責任者…代表取締役、支店長、営業所長等の、社内において権限の委任を受けた役職者
- ※ 発行担当者…本契約に関する事務を担当する者
- ※ 発行責任者及び担当者は同一人物でも可とします。
- ※ 氏名については、フルネームで記載をしてください。
- ※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡をさせていただく場合がございます。

4 実施時期

- ・令和3年4月1日以降に発行される請求書から適用とします。

5 その他

- ・今までどおり押印いただいた請求書を提出されてもかまいません。
- ・その他ご不明な点は、請求書の提出部署までお問い合わせください。